（公印・契印省略）

諮 問 第 １ ２ ６ ３ 号
令 和 ７ 年 ２ 月 ２ ７ 日

情報通信行政・郵政行政審議会
　会長　相田　仁　殿

総務大臣　村上　誠一郎

諮　問　書

佐々木運送（代表者　佐々木　桂）ほか９者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 29 条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請があった。申請の概要は別紙１のとおりである。

当該許可の申請について審査した結果は別紙２のとおりであり、いずれも同法第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第 34 条において準用する同法第８条各号に掲げる者に該当しないと認められる。

よって、同法第 29 条の許可をすることとしたい。

上記について、同法第 38 条第２号の規定に基づき諮問する。

別紙１

特定信書便事業の許可申請の概要

令和７年２月２７日

総　　　務　　　省

○ 事業の許可申請

（1）申請者及び提供サービスの概要

	申請者名 （本社所在地）	資本金/ 出資金 （注1）	主な事業 （前年度売上高） （注2）	提供サービス （注3） 1号	2号	3号	提供区域	提供サービス概要	事業開始 予定日
1	佐々木運送 （代表者　佐々木　桂） （宮城県栗原市）	－	貨物運送業 （428万円）	○		○	【1号役務】【3号役務】 宮城県	【1号役務】 顧客（自動車販売店）及び自動車登録関係機関を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 顧客（自動車販売店）からの車検証等を直送により送達する役務を見込んでいる。	令和7年 3月1日
2	日星商事 （代表者　星　一公） （宮城県石巻市）	－	貨物運送業 （407万円）	○			【1号役務】 宮城県	【1号役務】 顧客（自動車販売会社）の本支所間を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 3月1日
3	有限会社丸木物流 （茨城県水戸市）	1,000 万円	貨物運送業 （2億2,417万円）	○			【1号役務】 茨城県	【1号役務】 顧客（自動車関連会社）の本支所間を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 3月1日
4	株式会社北関東陸送 （埼玉県さいたま市）	2,500 万円	貨物運送業 （4億7,027万円）	○			【1号役務】 埼玉県、神奈川県	【1号役務】 顧客（自動車販売会社）の本支所間を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 3月1日
5	ナショナルベスト ソリューション株式会社 （東京都大田区）	1,000 万円	貨物運送業 （1億7,591万円）	○		○	【1号役務】【3号役務】 東京都（離島を除く。）	【1号役務】 顧客（金融機関）の本社及び支社を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】ジュラルミンケースにより、顧客（メーカー）から差し出される契約書や請求書等の信書便物を送達する役務を見込んでいる。	令和7年 4月1日
6	株式会社日立ハイテク サポート （東京都港区）	5,000 万円	その他サービス業 （3億7,648万円）	○			【1号役務】 茨城県	【1号役務】 顧客（親会社及びグループ会社）の事業所を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 4月1日
7	緋田運輸株式会社 （東京都中野区）	2,500 万円	貨物運送業 （2億102万円）	○			【1号役務】 群馬県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都（離島を除く。）、神奈川県及び千葉県	【1号役務】 顧客（電力関連会社）の本社及び支社を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 3月1日
8	エヌティ陸送株式会社 （東京都三鷹市）	2,000 万円	貨物運送業 （15億5,069万円）	○			【1号役務】 東京都（離島を除く。）、埼玉県及び神奈川県	【1号役務】 顧客（自動車販売会社）の本支所間を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 4月1日
9	株式会社リンレイサービス （東京都中央区）	5,000 万円	建物サービス業 （46億442万円）	○		○	【1号役務】【3号役務】 滋賀県	【1号役務】 学校及び市役所の公文書集配業務の入札を見込んでいる。 【3号役務】 高額品や請求書等送達について、単発でのスポット契約の入札を見込んでいる。	令和7年 3月1日
10	栗山運送 （代表者　栗山　近美） （長崎県平戸市）	－	貨物運送業 （384万円）	○			【1号役務】 長崎県（離島を除く。）	【1号役務】 顧客（自動車整備工場）及び自動車登録機関を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 3月1日

※注1：直近の決算年度における額を記載。
※注2：直近の決算年度における額を記載。なお、主な事業に「貨物運送業」の記載がない事業者についても、全て貨物運送事業の許可を得ている。
※注3：民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

（2） 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	佐々木運送 （代表者　佐々木　桂）	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
2	日星商事 （代表者　星　一公）			1号	1号	対面交付
3	有限会社丸木物流			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
4	株式会社北関東陸送			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
5	ナショナルベストソリューション株式会社	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
6	株式会社日立ハイテクサポート			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
7	緋田運輸株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
8	エヌティ陸送株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
9	株式会社リンレイサービス	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
10	栗山運送 （代表者　栗山　近美）	1号	1号	1号	1号	対面交付

※いずれも、信書便管理規程の遵守義務のある者が、差出人から直接引き受け、配達することとしている。

（3） 信書便事業収支見積（委員限り）

その1　収入の部

	申請者名（注1）	利用見込通数（月）	単価	信書便事業見込収入（年間）（注2）
1	佐々木運送 （代表者　佐々木　桂）	[redacted]		
2	日星商事 （代表者　星　一公）			
3	有限会社丸木物流			
4	株式会社北関東陸送			
5	ナショナルベスト ソリューション株式会社			
6	株式会社日立ハイテク サポート			
7	緋田運輸株式会社			
8	エヌティ陸送株式会社			
9	株式会社リンレイサービス			
10	栗山運送 （代表者　栗山　近美）			

注1：下線を付した者は消費税込み、下線の無いものは消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上。以下、同じ。
注2：顧客へのヒアリング調査又は需要調査を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額や契約見込者との間で予定する契約見込額を踏まえて、信書便事業見込収入を算出。
[redacted]

本資料は委員限り

（3） 信書便事業収支見積（委員限り）

その2 支出及び利益の部

（単位：万円）

	申請者名	年度	信書便事業収入	信書便事業支出 合計	人件費	経費	減価償却費	その他（業務委託費等）	租税公課	信書便事業営業利益（注1）	当期純利益（税引前利益）（注2）
1	佐々木運送（代表者 佐々木 桂）	初（10ヶ月）	[redacted]								
		翌									
2	日星商事（代表者 星 一公）	初（10ヶ月）									
		翌									
3	有限会社丸木物流	初（8ヶ月）									
		翌									
4	株式会社北関東陸送	初（1ヶ月）									
		翌									
5	ナショナルベストソリューション株式会社	初（6ヶ月）									
		翌									
6	株式会社日立ハイテクサポート	初（12ヶ月）									
		翌									
7	緋田運輸株式会社	初（6ヶ月）									
		翌									
8	エヌティ陸送株式会社	初（12ヶ月）									
		翌									
9	株式会社リンレイサービス	初（2ヶ月）									
		翌									
10	栗山運送（代表者 栗山 近美）	初（9ヶ月）									
		翌									

注1：信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額 。
注2：当期純利益は、会社全体としての利益を表している。
注3：信書便事業支出の各項目については、各項目ごとに積み上げ又は兼業する事業との案分による額により算出。
また、その他の事業に係る収入は前年度実績を基に算出し、支出は信書便事業と案分した額を除いた上で、前年度の実績を基に算出している。

本資料は委員限り

（4） 資金計画（委員限り）

（単位：万円）

	申請者名	純資産の額（注1）	事業開始に要する資金（注2）	事業開始に要する資金の調達方法
1	佐々木運送 （代表者　佐々木　桂）	[redacted]		
2	日星商事 （代表者　星　一公）			
3	有限会社丸木物流			
4	株式会社北関東陸送			
5	ナショナルベスト ソリューション株式会社			
6	株式会社日立ハイテク サポート			
7	緋田運輸株式会社			
8	エヌティ陸送株式会社			
9	株式会社リンレイサービス			
10	栗山運送 （代表者　栗山　近美）			

注1：純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。
注2：事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、地代家賃の1か年分等の合計額。

[redacted]

本資料は委員限り

別紙２

特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

佐々木運送（代表者　佐々木　桂）ほか９者からの特定信書便事業の許可申請について、申請概要は別紙１のとおりであり、それぞれ審査した結果の概要は、以下のとおり。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第 34 条において準用する法第８条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

１　その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第 31 条第１号）

項目	審査基準	審査結果概要	適否
引受け及び配達の方法	提供する特定信書便役務の種類ごとに引受け及び配達の方法が明確に記載されており、かつ、信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
		配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡す方法や受取人の郵便受箱又はメール室へ配達する方法により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
業務委託	イ　当該委託に係る契約又は計画の内容が、信書便物の秘密の保護が確保されているものであること。	[redacted]本件事業許可申請と同時に、法第 34 条において準用する法第 23 条第１項の規定に基づく業務委託の認可申請がなされている。 当該認可申請に係る審査において、当該業務を委託（申請者が事前承認した再委託を含む。以下この表において同じ。）するに当たって、「総務大臣の認可を受けた信書便管理規程に定められた方法によって委託業務を安全、正確かつ迅速に行わなければならない」と契約書の実施細目で定められており、信書便物の秘密を保護するために適切なものである。（注）	適

（注）同社については、本件諮問第 1263 号において許可を適当とする答申が得られた場合、法第 29 条の特定信書便事業の許可と同時に、別途、法第 34 条において準用する法第 23 条第 1 項の規定に基づく業務委託の認可を行う予定（業務委託の認可については諮問対象外）。

※　審査項目中、信書便管理規程の概要については、本件事業許可申請と同時に信書便管理規程の設定の認可申請がなされているため別途審査を行っており、諮問第 1264 号として諮問している。

２　その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。（法第 31 条第２号）

項目	審査基準	審査結果概要	適否
事業収支見積り	ア 開業当初の事業年度及び翌事業年度を対象としたものであること	事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。	適
	イ 事業収支見積りの算出が適正かつ明確であること。	信書便事業収入は、契約見込み者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額で算出しており、その他の収入は、前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確に算出されている。 信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確に算出されている。	適
業務委託	ア　自ら当該業務を実施するよりも経済的であることその他の当該委託を必要とする特別の事情があること。 イ　（上記１において審査） ウ　当該委託に係る契約又は計画において、信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。 エ　当該委託に係る契約又は計画の内容が、当該業務を他の第三者に再委託（信書便物の運送及び配達の一部に係る再委託であって、申請者が事前に承認したものを除く。）するものではないこと。	[redacted]本件事業許可申請と同時に、法第 34 条において準用する法第 23 条第 1 項の規定に基づく業務委託の認可申請がなされている。 当該認可申請に係る審査において、当該業務を委託（申請者が事前承認した再委託を含む。以下この表において同じ。）することにより、経費の削減を図ることが可能であること、また、当該委託契約において、損害賠償の規定等、当該委託業務における信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること、かつ、申請者が今般事前承認している者以外の第三者の再委託を禁止していることを契約書において確認していることから、適切なものである。	適
役務内容	提供する役務の種類に応じ、取り扱う信書便物の大きさ若しくは重量、送達時間又は料金が法第２条第７項各号の規定に適合すること。	申請のあった役務内容は、１号役務として提供する役務については、取り扱う信書便物の長さ、幅及び厚さの合計が７３ｃｍを超え、又は重量が４ｋｇを超えるものとなっており、また、３号役務として提供する役務については、その料金が８００円を超えるものとなっており、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。	適

※　審査項目中、２号役務を提供しようとする場合における提供区域、他の信書便事業者との協定又は契約については、該当なし。

３　その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。(法第31条第３号)

項目	審査基準	審査結果概要	適否
行政庁の許可等	信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合において、当該輸送手段の使用に必要な許可等の申請をしているときは、事業開始までに当該許可等を受けることが確実に見込まれること。	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適
資金計画	ア　事業の開始に要する資金の見積りの算出が適正かつ明確であること。 イ　資金の調達に明確な裏付けがあること。	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法は、営業所等の事業用不動産の取得価格又は賃借料の１カ年分、人件費等の２カ月分等について、前年度の実績を基に、各項目について各事業収入比率等により案分した額により算出されており、適切かつ明確に算出されている。 また、その資金を調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適

※　審査項目中、国際信書便の役務については、該当なし。

４　欠格事由に該当しないこと。(法第 34 条において準用する法第８条)

いずれの申請者とも該当なし